

菊池市セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入に係る業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

1. 要領の趣旨

当要領は、各提案者からの提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要事項を定めるものとする。

2. 事業目的

市役所の窓口業務では、諸申請から支払いまでの手続の際に、住民の負担となることがある。その軽減策として、これまで本市では、窓口業務における DX 推進を図ってきた。

今回、新たに本市民民課にセミセルフレジ導入、七城支所、旭志支所、泗水支所の各支所ではキャッシュレス決済端末を導入することで、利用者の利便性の向上及び職員の収納業務の効率化と諸証明発行における作業の効率化を図ることを目的とする。

3. 業務名 令和7年度 菊池市セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入に係る業務委託
4. 業務委託番号 令7菊市委第7号
5. 業務概要 別添仕様書のとおり
6. 業務期間 契約日の翌日から令和8年3月13日（金）まで
7. 見積上限額 3,994,100 円（消費税及び地方消費税を含む）
8. 日程 内容 期日等

内容	期日等
質疑受付期間	本要領公開の日から6月27日（金）午後5時まで
質疑回答日	質疑に対しては、回答を作成後、随時本市のホームページで掲載予定
参加表明書提出期間	本要領公開の日から7月4日（金）午後5時まで
企画提案書等提出期限及び参加表明書取り下げ期限	令和7年7月9日（水）
審査	令和7年7月14日（月）
審査結果通知	令和7年7月18日（金）

9. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- （2）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）公告の日から審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- （5）菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成22年条例第2号）第2条第4号及び第5号に該当する者並びに第6号に該当する不当介入を行った者でないこと。
- （6）法人格を有すること。

- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- (8) 過去5年間で国または、地方自治体においてセミセルフレジの導入の実績を有するもの。

10. 質疑書の提出及び回答について

- (1) 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、6月27日（金）午後5時までに事務局へ電子メールにて提出すること。（様式は任意。提出者名と業務名を記載し、箇条書きで記載）。
なお、回答にあたっては、本市のホームページで回答をするものとする。

11. 参加意思表示

- (1) プロポーザルへ参加希望する事業者は、7月4日（金）午後5時までに参加表明書（様式1）を、持参または郵送にて下記の事務局までに提出すること。

12. 提出書類

- (1) 提出書類は、次のとおり。

- ①履歴事項全部証明書

法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書

（ただし、3ヵ月以内に発行されたものとし、その写しも可とする。）

- ②国税の納税証明書

所轄の税務署で発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

（ただし、3ヵ月以内に発行されたものとし、その写しも可とする。）

- ③業務体制

（任意様式とし、A4サイズで1頁の両面使用とする。）

※会社概要のパンフレットなどを作成している場合は、「会社概要」とタイトル記載した用紙を作成し、パンフレットと合わせて提出することも可とする。

- ④業務実績

（任意様式とし、新しいものから3件程度記載があり、A4サイズで1頁の両面とする。）

- ⑤企画提案書（任意様式とする。）

ただし企画提案書の総数は、両面使用の最大10頁までとする。

なお、提案書のサイズは、A4サイズが望ましい。

- ⑥見積書（7.事業費上限額の範囲内）

（様式は任意だが、積算内訳が分かるようにしておくこと、また、令和8年度からの5年間の保守料金の見積書も提出をすること。

見積書の宛名は「菊池市長 江頭 実」と記入し、件名は「菊池市セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入に係る業務委託」とする。

- (2) 部数及び提出方法

部数については、上記12.（1）で記載している①②③④及び⑥は、1部とし、⑤の企画提案書は、7部提出するものとする。

提出方法については、持参又は郵送で提出し、データ形式のものを下記の事務局へ電子メールでも提出をすること。

なお、郵送で提出する場合は、書留郵便で7月9日（水）必着とする。

1 3. 審査及び審査基準

本市選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接（プレゼンテーション）審査を行う。

（1）審査については、次のとおり。

審査日時：令和7年7月14（月）を予定。（事業者ごとに審査時間の指定をする。）

審査時間1者あたり説明20分、質疑15分とする。

なお、急を要する事情その他の事情により、日程を変更する場合もある。

プレゼンテーションで利用する企画提案書は事前提出したものとし、改変しないこと

プロジェクター及びスクリーンについては、市で準備する。

（2）審査基準

審査にあたっては、下記評価基準に基づき採点し、最高得点の提案者を事業候補者に選定する。

評価基準	評価内容	配点
業務体制	・法人の運営状況やコンプライアンス確保などの業務執行体制など	20点満点
業務実績	・実績数及び実績に伴う評価など	20点満点
企画提案書	・利用者の利便性の向上及び職員の作業効率について ・操作性 ・セキュリティー対策 ・保守サポート体制	40点満点
見積書	・予算・コスト面 (令和8年度から5年間の保守料金など)	10点満点
全体評価	・企画提案書及びプレゼンテーション全体評価	10点満点

・総合評価の満点は、700点とする。（評価者1人あたり最大100点×評価者7人）

・420点を最低基準点とし、最低基準点に満たない提案は、失格とする。

・審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

（3）結果通知

審査結果は、各事業者に書面で通知する。

1 4. 参加者の失格

次の事項に該当した場合には、参加者を失格とする。

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合

（2）審査の公平性を害する行為があった場合

1 5. 留意事項

- (1) 本提案にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案に当たり、書類等の内容やシステムの著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (3) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。
- (4) 参加者が1者でも審査を実施する。

1 6. 事務局

〒861-1392

熊本県菊池市隈府 888 番地

菊池市役所 市民環境部 市民課

担当者：東

TEL：0968-25-7211

E-MAIL：shimin@city.kikuchi.lg.jp